

防音保護具が「聴覚保護具」に変わります！

日本聴力保護研究会（所在地：東京都文京区 会長：松村不二夫）は、2020年4月25日に制定されたJIS(JIS T 8161-1 第1部：遮音値の主観的測定方法/JIS T 8161-2 第2部：着用時の実効A特性重み付け音圧レベルの推定)を周知するとともに、騒音性難聴を防止する聴覚保護具の啓発・普及活動を行ってまいります。

制定のポイント

1. 防音保護具が「聴覚保護具」に変わります。

これまで使用されてきた防音保護具の名称が「聴覚保護具」に変更されます。

2. 旧規格の製品規格から、新規格は「方法規格」となります。

新規格は、国際規格（ISO 4869-1:2018、ISO 4869-2:2018）との整合性を主眼に制定されており、JIS T 8161-1で遮音値の測定方法を定め、JIS T 8161-2で聴覚保護具の着用時の実効A特性重み付け音圧レベル（正しく装着した時に聞こえる音の大きさ）の推定について記載しております。このJISの制定によって、使用者が正しく遮音性能を製品間で比較することができ、その結果、職場に適した聴覚保護具の選定が可能になります。

3. JIS表示方法が変わります。

日本聴力保護研究会は、遮音性能を製品間で比較しやすいように、移行期間を設け、性能表示方法を統一します。周波数毎の遮音値、SNR値、HML値の3種類を原則として表示します。

■遮音性能表示例

耳栓遮音性能（JIS T 8161-1：2020による遮音性能より）

周波数 (Hz)	125	250	500	1000	2000	4000	8000
平均遮音値 (dB)	33.1	36.3	38.4	38.7	39.7	48.3	44.4
標準偏差 (dB)	5.0	7.4	6.2	5.6	5.3	4.5	4.4
想定保護値 APVf (dB)	28.1	28.9	32.2	33.1	35.4	43.8	40.0

SNR = 37 dB

高域周波遮音値 H = 37 dB、中域周波遮音値 M = 34 dB、低域周波遮音値 L = 31 dB

※2023年7月までに変更予定となります。

騒音性難聴とは？

騒音性難聴とは、主として85dB以上の大きな音に長期間ばく露されることにより、内耳に障害が起こり、永久的な難聴を引き起こすことをいいます。

[お問い合わせ先]

日本聴力保護研究会 事務局 伊藤

URL : <http://japanhearing.jp>

TEL : 03-5804-3125 E-mail : info@japanhearing.jp